

(資料1)通所サービス利用促進事業の助成単価について

通所サービス利用促進事業の助成単価については、1事業所当たり300万円(年額)の上限額をお示し、当該事業所の所在地の市町村が助成額の1/4の負担をお願いしているところであるが、市町村によっては事業所が集中し、負担が過重になる場合も考えられることから、都道府県及び市町村間で調整の上、次の方法などによることも差し支えない。

【例1】本事業の申請前の直近1月間における各市町村ごとの延べ利用人数で按分する方法

	延べ利用人数	按分割合
A市	300人	60%
B町	150人	30%
C村	50人	10%
合計	500人	100%

① A市の負担割合 → $300\text{万円} \times 1/4 \times 60\% = 45\text{万円}$

② B町の負担割合 → $300\text{万円} \times 1/4 \times 30\% = 22.5\text{万円}$

③ C村の負担割合 → $300\text{万円} \times 1/4 \times 10\% = 7.5\text{万円}$

【例2】1事業者・1月当たりの助成単価(25万円=300万円÷12月)を、1月の送迎に係る延べ利用者で除することにより、利用者1人・1回当たりの助成単価を設定する方法

- ① 25万円を延べ利用人数で除することにより、1回当たり助成単価を決定。

25万円÷500人=500円(1人・1回当たり助成単価)

	実利用者数
A市	300人
B町	150人
C村	50人
合計	500人

- ② 1回当たり助成単価に、各市町村ごとの実利用者数を乗じることにより、各市町村ごとの負担割合を決定。

	1月当たり助成額
A市	$300人 \times 500円 \times 1/4 = 37,500円$
B町	$150人 \times 500円 \times 1/4 = 18,750円$
C村	$50人 \times 500円 \times 1/4 = 6,250円$
合計	25万円